

分任支出負担行為担当官
三陸中部森林管理署長 菊地 孝和

| 工事名 | 施工場所 | 工事種別 | 工事概要 | 入札方式 |
|------------------------------|---------------------------|------------|--------------------------------|--------------------|
| 三陸中部森林管理署 小川作業員休憩所外解体撤去工事 | 岩手県釜石市甲子町字大松倉国有林117口林小班外1 | 解体工事 | 休憩所外全5棟40.86㎡ | 一般競争入札 最低価格落札方式 |
| 予定価格(税抜き) | 調査基準価格(税抜き) | 契約年月日 | 契約相手方の商号又は名称及び住所 | |
| 2,501,216円 | 一円 | 令和4年10月26日 | 岩手県釜石市大字平田字第3地割61番地24 株式会社 エイワ | |
| 契約金額(税抜き) | 工事着手の時期 | 工事完成の時期 | | |
| 1,060,000円 | 令和4年 11月 | 令和4年 12月 | | |

- 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第73条の規定に基づく競争参加資格
別添「入札公告」のとおり
- 競争に参加しようとした者の商号又は名称並びにそのうち競争に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由
別紙「競争参加資格確認結果書」(別添1)のとおり
- 入札者の商号又は名称及び各入札者の各回の入札金額
別紙「入札執行調書」(別添2)のとおり
- 予定価格の作成に用いた積算価格についての内訳
別紙「工事積算内訳書」(別添3)のとおり

入札公告

次のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。

令和4年9月14日

分任支出負担行為担当官
三陸中部森林管理署長 菊地 孝和

1 工事の概要

- (1) 物件番号
入札番号1号
- (2) 工事名
三陸中部森林管理署小川作業員休憩所外解体撤去工事
- (3) 工事場所
岩手県釜石市甲子町字大松倉国有林117口林小班外1
- (4) 工事内容
休憩所外解体撤去工事
- (5) 工期
契約締結日の翌日から令和4年12月23日まで
- (6) 契約締結期限
落札決定後7日以内
- (7) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (8) 本工事は、入札を電子入札システムで行う対象工事である。
ただし、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て紙入札に代えることができる。

2 競争参加資格要件等

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 入札時において有効な東北森林管理局における「建設工事」の「土木一式工事」又は「建築一式工事」、かつ、「解体」の一般競争参加資格の確認を受けている者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北森林管理局の一般競争参加資格の再認定を受けた者であること。）で、「土木一式」又は「建築一式」の等級格付がC等級又はD等級に格付けされていること。
- (3) 本店、支店又は営業所（建設業法施行令（昭和31年8月29日政令第273号）に基づく営業所とする。以下同じ。）等の所在地が岩手県内であること。
- (4) 法令等の規定により許認可を受けて営業を行う必要がある場合にあつては、そ

の許認可を受けている者であること。

ア 建設業法の許可について

建設業法第3条第1項に基づき、「土木工事業」又は「建築工事業」、かつ、「解体」の許可を受けている者。

イ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に係る登録について

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条により、岩手県知事の登録を受けている者。

- (5) 平成19年4月1日以降(過去15年間に、元請けとして以下に示す同種工事を施工した実績を有すること(経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社が同種工事の施工実績を有することとし、経常建設共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。))。

なお、各森林管理局・署等が発注した工事で、工事成績評定を受けている工事にあつては、その評定点が65点未満のものは実績として認めない。

同種工事：建物の解体撤去工事であること。

- (6) 建設業法に基づく主任技術者で、次に掲げる基準を満たす資格を有する主任技術者を当該工事に配置できること。

平成19年4月1日以降に、上記(5)に掲げる同種の工事経験を有する者であること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。また、森林管理局・署等発注の工事でかつ、工事成績評定を受けている工事にあつては、その評定点が65点未満のものは実績と認めない。))。

資格はアからエまでのいずれかを有し、力の要件を満たしている者なお、ア及びイの資格者で平成27年度までの合格者については解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講、ウの資格者については、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講を必要とする。

ア 1級土木施工管理技士若しくは2級土木施工管理技士(土木)

イ 1級建築施工管理技士若しくは2級建築施工管理技士(建築又は躯体)

ウ 技術士(建設部門又は総合技術監理部門(建設))

エ 国土交通大臣が認める実務経験年数等を有する者

オ 監理技術者が必要となる工事にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

カ 主任技術者又は監理技術者が必要となる工事にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係が技術資料の受付日以前に3ヶ月以上ある者。

キ 経常建設共同企業体にあつては、すべての構成員が主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できることとし、うち1人が上記アからオのいずれかの資格及び力の要件を満たしていること。

- (7) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札までの期間に、東北森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知)に基づく指名停止を受けていないこと。

- (8) 森林管理局署等(他局を含む)が発注した建設工事で、次のすべての事項を満たしていること。

ア 令和2年度から令和3年度に完成・引渡が完了している工事の実績がある場合において、当該工事に係る工事成績評定点の平均が65点未満でない者であること。

なお、該当年度は、工事の終日(工事期限)が属する日によって判断するも

のとする。

イ 令和3年4月1日以降に、調査基準価格を下回る価格をもって契約し、完成・引渡し完了した工事がある場合において、当該工事の工事成績評定点が65点未満でないこと。

ウ 経常建設共同企業体にあつては、当該経常建設共同企業体の実績及び工事成績評定点とし、当該経常建設共同企業体としての実績がない場合は、実績のあるすべての構成員が上記ア及びイの要件を満たしていること。

(9) 上記1に示した「工事に係る設計業務等の受託者」又は「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」でないこと。

なお、本工事に係る設計業務等の受託者は「該当無し」である。

(10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照）

(11) 当該工事の入札説明書及び見積もりに必要な図書等を、発注者の指定する方法で交付を受けていない者は、入札参加を認めない。

(12) 次の事項に該当しない者であること。

ア 不誠実な行為の有無

請負契約の履行が不誠実、下請契約関係が不適切、警察当局による公共工事からの排除要請等。

イ 経営状況

手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止処分等。

ウ 安全管理の状況

事故等に基づく指名停止、労働基準監督署からの指導を受け、改善を行っていない等。

エ 労働福祉の状況

賃金不払い等による労働基準監督署からの指導を受け、改善を行っていない、退職金共済契約の締結を行っていない等。

(13) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成20年3月31日付け19東経第178号局長通知）に基づき、警察当局から、当局长（署長、支署長を含む。）に対し、暴力団が、実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準じるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(14) 以下に定める届出をしていない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

3 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、上記2に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(2) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間：令和4年9月15日（木）から令和4年9月30日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。）の午前9時00分から午後4時00分まで（正午から午後1時までを除く。）。

イ 提出場所：〒022-0003岩手県大船渡市盛町字宇津野沢7-5
三陸中部森林管理署総務グループ
電話：0192-26-2161

ウ 提出方法：「技術資料作成要領」に示す様式により、電子入札システムを用いて提出すること。詳細は入札説明書によるものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。ただし、承諾を得て紙入札による場合は上記イに承諾書を添付し、持参又は郵送（配達証明のできるものに限る。）すること。

なお、詳細は入札説明書による。

(3) 申請書及び資料は入札説明書により作成すること。

(4) 上記(2)に規定する期限までに申請書及び資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は本競争に参加できない。

4 入札手続等

(1) 担当部署

〒022-0003岩手県大船渡市盛町字宇津野沢7-5
三陸中部森林管理署総務グループ
電話：0192-26-2161

(2) 入札説明書等の交付期間、交付場所及び交付方法

ア 交付期間

令和4年9月14日(水)から令和4年10月24日(月)まで
(入札日の前日まで)

イ 交付場所

上記3(2)と同じ場所

ウ 交付方法

上記ア及びイにおいて無償で交付する。

(3) 入札及び開札の日時、場所及び提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、やむを得ない事情により発注者の承諾を得た場合は、紙入札による入札書を持参すること。郵送等による提出は認めない。

ア 電子入札システムによる入札の締切は、令和4年10月24日(月)午後4時00分とする。ただし、電子入札システムによる入札の受付開始の時期は、令和4年10月20日(木)午前9時00分からとする。

イ 紙入札により入札する場合は、令和4年10月25日(火)午後1時45分からの受付を三陸中部森林管理署会議室入口で行い、同日午後2時00分の開札までに入札書を投函すること。

ウ 開札は、令和4年10月25日(火)午後2時00分に三陸中部森林管理署会議室にて行う。ただし入札及び開札日時に変更がある場合には、変更公告、競争入札参加資格通知書等により変更後の日時を通知する。

エ 紙入札方式による競争入札の執行にあたっては、分任支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。

5 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

- 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
- ア 入札保証金 免除。
- イ 契約保証金 納付。
- 契約金額の10分の1以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
- また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合は契約保証金の納付を免除する。
- (3) 工事費内訳書の提出
- 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を提出すること。工事費内訳書の様式は任意であるが、記載内容は少なくとも数量、単価、金額等を明らかにすること。
- なお、入札の際に工事費内訳書が未提出又は提出された工事費内訳書が未記入である等不備がある場合は、当該工事費内訳書の提出業者の入札を無効とすることがある。
- また、提出された工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。
- (4) 入札の無効
- 本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、提出した申請書及び資料に虚偽の記載をした者の入札は無効とする。
- (5) 落札者の決定
- 落札者の決定は、本公告に示した工事を履行できると分任支出負担行為担当官が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であって、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 契約書作成の要否
- 要。
- (7) 関連情報を入手するための照会窓口
- 上記4(1)に同じ。
- (8) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加
- 上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記3(2)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (9) 詳細は入札説明書による。
- (10) 発注者綱紀保持対策について
- 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）第10条及び第11条にのっとり、第三者から以下の不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容（日時、相手方及び働きかけの内容）を記録し、同規程第9条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会（以下、「委員会」という。）に報告し、委員会の調査分析において不当な働きかけと認められた場合には、当該委員会を設置して

いる機関において閲覧及びホームページにより公表する。

(不当な働きかけ)

- ① 自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼
- ② 指名競争入札において自らを指名すること又は他者を指名しないことの依頼
- ③ 自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼
- ④ 公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取
- ⑤ 公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取
- ⑥ 公表前における発注予定に関する情報聴取
- ⑦ 公表前における入札参加者に関する情報聴取
- ⑧ その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取

本公告に係る工事請負契約における契約約款は、こちらからダウンロードしてください。

国有林野事業工事請負契約約款

参考：東北森林管理局ホームページ掲載場所 ホームページ>公売・入札情報>各種要領及びマニュアル

なお、上記のダウンロードをもって契約約款の交付に代え、契約約款の交付日は本公告日とすることとしますのでご承知おきください。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。

この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、東北森林管理局のホームページ（<http://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/koukihoji/index.html>）をご覧ください。

(別添1)

競争参加資格確認結果書

工事（業務）名：三陸中部署小川作業員休憩所外解体撤去工事

発注機関名：三陸中部森林管理署

入札公告日：令和4年9月14日

競争参加資格確認結果通知日：令和4年10月3日

| 資格確認申請者 | 資格の有無 | 資格がないと認める理由 |
|------------|-------|-------------|
| 工藤建設株式会社 | 有 | |
| 株式会社菊地建設 | 無 | 様式3の不備 |
| 県南造園土木株式会社 | 有 | |
| 豊島建設株式会社 | 有 | |
| 株式会社エイワ | 有 | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

(備考)

- 「資格の有無」の欄には、資格があると認めた場合には「有」と記載し、資格がないと認めた場合には「無」と記載すること。
- 「資格がないと認める理由」の欄には、入札公告において示した「競争に参加する者に必要な資格に関する事項」のどの事項を満たさないかを記載すること。

(別添2)

別紙様式第13号(局運用版)最低価格落札方式・総合評価落札方式(造林・生産等)

入札執行調書

件名 三陸中部森林管理署小川作業員休憩所解体撤去工事

日時 令和4年10月25日 14時00分

場所 三陸中部森林管理署 会議室

執行者 所属 官職 農林水産技官 氏名 菊地 孝和

確認者 所属 総務グループ 官職 農林水産技官 氏名 畠山 一成

立会者 所属 官職 農林水産技官 氏名 畠山 誠耕

| 番号 | 入札者の商号又は名称 | 第1回 | | 第2回 | | 備考 |
|----|------------|-----|-----------|-----|----|----|
| | | 順位 | 金額 | 順位 | 金額 | |
| 1 | 株式会社エイワ | | 1,060,000 | | | 落札 |
| 2 | 豊島建設株式会社 | | 1,364,000 | | | |
| 3 | 工藤建設株式会社 | | 2,200,000 | | | |
| 4 | | | | | | |
| 5 | | | | | | |

(注1) 金額は、入札者が見積もった契約金額の110分の100に相当する金額である。

(注2) 執行者は、契約担当官等またはその補助者であって、当該入札執行に関する全責任を負うものとし、当該入札執行に係る決定又は判断を行うときは、確認者にその確認を求めるものとする。

確認者は、執行者が行う入札執行を補助するとともに、執行者が当該入札執行に係る決定又は判断を行う際に、その確認を行うものとする。

立会者は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第81条の規定による入札者が開札に立ち会わない場合において、当該開札に立ち会うこととされる当該入札に関係のない職員とする。

(注3) 総合評価落札方式による場合は2段書きとし、「金額」欄の上段は「評価値」、下段は、「金額」を()書きとし、「順位」欄の上段は「評価値」による順位、下段は「金額」による順位を()書きとする。

(注4) 評価値は、小数点以下第3位までとし、小数点以下第4位は切り捨てとする。

(別添2)

入札筆記書

調達案件番号

003802020020220007

調達案件名称

三陸中部森林管理署小川作業員休憩所外解体撤去工事

| 業者名称 | 業者区分 | 第1回入札金額 | 結果 |
|-----------|------|-----------|----|
| (株)エイワ | | 1,060,000 | 落札 |
| 豊島建設(株) | | 1,364,000 | |
| 工藤建設(株) | | 2,200,000 | |
| 県南造園土木(株) | | 辞退 | |

結 果

落札者決定

入札執行月日

令和04年10月25日

部 署

東北森林管理局三陸中部森林管理署

入札書比較価格

(税抜き) 2,501,216 /

予定価格

(税込み) 2,751,337 /

調査基準価格

(税抜き) 0

開札結果は上記の金額の通り相違ありません。

執行担当署名

菊地 孝和

立会・確認担当署名

畠山 誠耕

畠山 一成

(別添3)

令和4年度

工 事 名 三陸中部森林管理署小川作業員休憩所外解体撤去工事 本工事費内訳表

施 工 場 所 岩手県釜石市甲子字大松倉国有林117口林小班外1

東北森林管理局

三陸中部森林管理署

小川作業員休憩所外解体撤去工事 内訳書

| No. | 名 称 | 仕 様 | 数量 | 単 位 | 単 価 | 金 額 | 備 考 |
|-----|------------|-----------|-------|----------------|---------|-----------|----------|
| 3 | 小川作業員休憩所解体 | | | | | | |
| | 休憩所解体 | S造 | 26.22 | m ² | 24,000 | 629,280 | |
| | 物置解体 | S造 | 9.78 | m ² | 15,000 | 146,700 | |
| | 手洗い場解体 | S造 | 3.42 | m ² | 18,000 | 61,560 | |
| | トイレ解体 | | 1.44 | m ² | 75,000 | 108,000 | |
| | 処分費 | 木くず | 0.80 | t | 18,000 | 14,400 | |
| | | コンクリートがら | 21.90 | t | 1,800 | 39,420 | |
| | | 廃ボード類 | 0.66 | t | 27,000 | 17,820 | |
| | | 廃プラスチック類 | 0.70 | t | 100,000 | 70,000 | |
| | | ガラス・陶磁器くず | 0.10 | t | 35,000 | 3,500 | |
| | | 繊維くず | 0.13 | t | 70,000 | 9,100 | |
| | | スクラップ | 0.50 | t | -20,000 | -10,000 | |
| | 運搬費 | | 24.79 | t | 20,000 | 495,800 | |
| | 小 計 | | | | | 1,585,580 | |
| 4 | 諸経費 | | 1.00 | 式 | | 326,246 | 法定福利費を含む |
| | 小 計 | | | | | 326,246 | |